

AvanStrate 株式会社第 2 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
社債権者集会決議認可公告

第 2 回無担保社債の社債権者 各位

平成 29 年 10 月 5 日

AvanStrate 株式会社

平成 29 年 9 月 29 日開催の AvanStrate 株式会社第 2 回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ISIN コード: JP310532BAB7)(以下「本社債」といいます。)の社債権者集会における下記の決議につき、平成 29 年 10 月 5 日付で東京地方裁判所の認可決定(東京地方裁判所平成 29 年(ヒ)第 353 号 社債権者集会決議認可申立事件に係る東京地方裁判所民事第 8 部平成 29 年 10 月 5 日付決定)を得ましたので、その旨公告いたします。

記

1. 決議された目的事項
本社債の社債要項の一部を変更する件
2. 決議された議案の内容
本社債の社債要項を、以下のとおり変更する。

(下線は変更箇所を示します。)

旧	新
4. 利率 (中略) (2) 平成 27 年 11 月 6 日以降平成 29 年 10 月 31 日までは年 5.55 パーセント (新設)	4. 利率 (中略) (2) 平成 27 年 11 月 6 日以降平成 29 年 10 月 31 日までは年 5.55 パーセント、 <u>(3) 平成 29 年 11 月 1 日以降平成 30 年 10 月 31 日までは無利息、(4) 平成 30 年 11 月 1 日以降平成 31 年 10 月 31 日までは年 0.05 パーセント、(5) 平成 31 年 11 月 1 日以降平成 32 年 10 月 31 日までは年 0.1 パーセント、(6) 平成 32 年 11 月 1 日以降平成 33 年 10 月 31 日までは年 0.15 パーセント、(7) 平成 33 年 11 月 1 日以降平成 34 年 10 月 31 日までは年 0.2 パーセント、(8) 平成 34 年 11</u>

	<p>月 1 日以降平成 35 年 10 月 31 日までは年 0.25 パーセント、(9) 平成 35 年 11 月 1 日以降平成 36 年 10 月 31 日までは年 0.3 パーセント、(10) 平成 36 年 11 月 1 日以降平成 37 年 10 月 31 日までは年 0.35 パーセント、(11) 平成 37 年 11 月 1 日以降平成 38 年 10 月 31 日までは年 0.4 パーセント、(12) 平成 38 年 11 月 1 日以降平成 39 年 10 月 31 日までは年 0.45 パーセント、(13) 平成 39 年 11 月 1 日以降平成 44 年 10 月 29 日までは年 0.5 パーセント</p>
<p>9. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、①平成 27 年 11 月 5 日に各本社債につき金 323 万円、②平成 28 年 7 月 31 日(以下「平成 28 年度第 1 回償還期日」という。)に各本社債につき平成 28 年度第 1 回償還金額(第(7)号において定義する。)、③平成 29 年 1 月 31 日(以下「平成 28 年度第 2 回償還期日」という。)に各本社債につき平成 28 年度第 2 回償還金額(第(7)号において定義する。)、④平成 29 年 7 月 31 日(以下「平成 29 年度第 1 回償還期日」という。)に各本社債につき平成 29 年度第 1 回償還金額(第(7)号において定義する。)、⑤平成 29 年 10 月 31 日に各本社債につきその残額の総額を償還する。ただし、第(2)号の規定に従い本社債の元金の一部の期限前償還がなされた場合には、当該期限前償還に係る元金の金額を上記の償還金額から減ずるものとする。</p>	<p>9. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、①平成 27 年 11 月 5 日に各本社債につき金 323 万円、②平成 28 年 7 月 31 日(以下「平成 28 年度第 1 回償還期日」という。)に各本社債につき平成 28 年度第 1 回償還金額(第(6)号において定義する。)、③平成 29 年 1 月 31 日(以下「平成 28 年度第 2 回償還期日」という。)に各本社債につき平成 28 年度第 2 回償還金額(第(6)号において定義する。)、④平成 29 年 7 月 31 日(以下「平成 29 年度第 1 回償還期日」という。)に各本社債につき平成 29 年度第 1 回償還金額(第(6)号において定義する。)、⑤平成 35 年 10 月 31 日に各本社債につき金 470 万円、⑥平成 36 年 10 月 31 日に各本社債につき金 564 万円、⑦平成 37 年 10 月 31 日に各本社債につき金 564 万円、⑧平成 38 年 10 月 31 日に各本社債につき金 658 万円、⑨平成 39 年 10 月 31 日に各本社債につき金 752 万円、⑩平成 40 年 10 月 31 日</p>

<p>(2) 当社は、その時点で未償還の本社債の元金の一部または全部を、平成 27 年 11 月 5 日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) <u>本社債の償還の方法および期限が、平成 27 年 11 月 5 日に本社債の元金の総額を償還する方法から、第(1)号に定められた方法および期限に変更されたことに鑑み、当社は第(2)号に定める期限前償還の実施を誠実に検討し、その償還原資確保(外部資金調達を含むが、これに限られない。)のため最大限の努力をする。</u></p> <p>(5) (中略)</p>	<p><u>に各本社債につき金 846 万円、⑪平成 41 年 10 月 31 日に各本社債につき金 846 万円、⑫平成 42 年 10 月 31 日に各本社債につき金 940 万円、⑬平成 43 年 10 月 31 日に各本社債につき金 940 万円、⑭平成 44 年 10 月 29 日に各本社債につきその残額の総額を償還する。ただし、第(2)号の規定に従い本社債の元金の一部の期限前償還がなされた場合には、当該期限前償還に係る元金の金額を上記の償還金額から減ずるものとする。</u></p> <p>(2) 当社は、その時点で未償還の本社債の元金の一部または全部を、平成 27 年 11 月 5 日以降に到来するいずれかの利息の支払期日に期限前償還することができる。<u>当社は、本号の規定に従い本社債の元金の一部を期限前償還する場合には、第(1)号に定める各償還期日(第(4)号において定義する。)に係る償還金額のいずれに充当されるかを指定するものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(削除)</p> <p>(4) (中略)</p>
--	--

<p>(6) (中略)</p> <p>(7) (中略)</p> <p>(8) (中略)第(7)号に規定する各未弁済元本残高を含む。(中略)</p> <p>(9) 当社は、平成27年10月31日以降、対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高については、①平成28年度第1回償還期日、②平成28年度第2回償還期日、③平成29年度第1回償還期日および④平成29年10月31日の各償還期日とそれぞれ同日に、(i)上記①ないし③の場合においては、平成28年3月期調整フリーキャッシュフロー金額、平成29年3月期上半期調整フリーキャッシュフロー金額および平成29年3月期調整フリーキャッシュフロー金額のそれぞれに、平成28年度第1回償還基準日、平成28年度第2回償還基準日および平成29年度第1回償還基準日のそれぞれの時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本総残高割合(各基準日時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高の総額を、それぞれの時点における金融負債総額で除した数値をいう。)を乗じた額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)を限度として弁済する方法、(ii)上記④の場合においては、当該時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高の全額を弁済する方法によってのみ元本弁済を行うものとし、上記以外の期日および方法による元本弁済を行わないものとする。</p>	<p>(5) (中略)</p> <p>(6) (中略)</p> <p>(7) (中略)第(6)号に規定する各未弁済元本残高を含む。(中略)</p> <p>(8) 当社は、平成27年10月31日以降平成29年10月31日までの期間においては、対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高について、①平成28年度第1回償還期日、②平成28年度第2回償還期日および③平成29年度第1回償還期日の各償還期日とそれぞれ同日に、平成28年3月期調整フリーキャッシュフロー金額、平成29年3月期上半期調整フリーキャッシュフロー金額および平成29年3月期調整フリーキャッシュフロー金額のそれぞれに、平成28年度第1回償還基準日、平成28年度第2回償還基準日および平成29年度第1回償還基準日のそれぞれの時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本総残高割合(各基準日時点における対象金銭消費貸借契約未弁済元本残高の総額を、それぞれの時点における金融負債総額で除した数値をいう。)を乗じた額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)を限度として弁済する方法によってのみ元本弁済を行うものとし、上記以外の期日および方法による元本弁済を行わないものとする。</p>
---	---

<p>10. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成23年5月5日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後平成27年11月5日までは、毎年5月5日および11月5日の2回に各その日までの前半か年分を支払い、平成27年11月6日以降は、平成28年度第1回償還期日、平成28年度第2回償還期日、平成29年度第1回償還期日および平成29年10月31日に各その日までの分を半年の利息として支払う。ただし、平成28年度第1回償還期日および平成29年10月31日等、利息期間(各利息支払期日の直前の利息支払期日の翌日から各利息支払期日までの期間をいう。以下同じ。)が半年ではないために半年と異なる利息を計算するときは、1年を365日としてかかる利息期間の実日数の日割でこれを計算する。なお、平成28年1月31日および平成28年11月5日においては、本社債の利息の支払いは行われない。</p> <p>(後略)</p>	<p>10. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成23年5月5日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後平成27年11月5日までは、毎年5月5日および11月5日の2回に各その日までの前半か年分を支払い、平成27年11月6日以降平成29年10月31日までは、平成28年度第1回償還期日、平成28年度第2回償還期日、平成29年度第1回償還期日および平成29年10月31日に各その日までの分を半年の利息として支払い、<u>平成29年11月1日以降は、毎年4月30日および10月31日の2回に各その日までの前半か年分を支払う。</u>ただし、平成28年度第1回償還期日および平成29年10月31日等、利息期間(各利息支払期日の直前の利息支払期日の翌日から各利息支払期日までの期間をいう。以下同じ。)が半年ではないために半年と異なる利息を計算するときは、1年を365日としてかかる利息期間の実日数の日割でこれを計算する。なお、平成28年1月31日、<u>平成28年11月5日、平成30年4月30日および平成30年10月31日</u>においては、本社債の利息の支払いは行われない。</p> <p>(後略)</p>
<p>13. 財務上の特約</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 支払制限</p>	<p>13. 財務上の特約</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 支払制限</p>

<p>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債に劣後する負債の元本および利息の弁済<u>ならびに</u>当社の株主への剰余金の配当を行わない。</p> <p>(後略)</p>	<p>当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債に劣後する負債の元本および利息の弁済<u>を行わず、かつ、本社債の未償還元金の総額が6億9597万円を下回る場合を除き、平成35年10月31日までは当社の株主への剰余金の配当を行わないものとする。また、平成35年11月1日以降に当社の株主への剰余金の配当を行う場合においては、当該配当は会社法第461条第2項に定める分配可能額の範囲内で行うものとし、かつ、本社債の未償還元金の総額が6億9597万円を下回る場合を除き、当社が配当の支払いを機関決定する各時点(以下「配当決定時」という。)における配当の総額は、①平成35年10月31日の直前に終了した連結会計年度にかかる当社の連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純利益および平成35年10月31日以降当該配当決定時まで終了した各連結会計年度にかかる当社の連結損益計算書における親会社株主に帰属する当期純利益の合計金額から、②当該配当決定時より前に支払いを決定した剰余金の配当として交付する金銭等の帳簿価額の合計金額を減じた額を上限とする。</u></p> <p>(後略)</p>
<p>22. 社債権者に対する定期報告 (中略) <u>(3) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、前号に従い連結財務諸</u></p>	<p>22. 社債権者に対する定期報告 (中略) (削除)</p>

<p><u>表を当社ウェブサイトに掲示後、</u> <u>実務上可能な限り速やかに、本社</u> <u>債の社債権者を対象とした当該決</u> <u>算に関する説明会を開催し、当該</u> <u>説明会で希望する社債権者に対し</u> <u>て質問するための機会を設け、か</u> <u>かる質問に誠実に回答するものと</u> <u>する。かかる説明会において、当</u> <u>社は本社債の社債権者が電話会議</u> <u>システム等を利用する等遠隔地よ</u> <u>り参加できるよう最大限努力をす</u> <u>るものとする。</u></p>	
--	--

以 上